

## XI. 卒業後の進路・資格等

### 1. 教育学部

#### ◎ 教育職員免許状等

課程コース等		免許状	小学校教諭 普通免許状	中学校教諭 普通免許状	高等学校教諭 普通免許状	特別支援学校 教諭普通免許状	幼稚園教諭 普通免許状
学校 教育 課程	小中一貫教育 コース	小学校主免専攻	1種	2種 1種	1種	2種	2種又は1種
		中学校主免専攻	2種 1種	1種	1種	2種	2種
	教職実践基礎 コース		1種	2種又は1種	1種	2種	2種又は1種
	発達支援教育 コース	子ども理解専攻	1種	2種		2種	1種
		特別支援教育専攻	1種	2種		1種	2種又は1種

#### (備考)

1. **太字**は卒業時に取得できる免許，**細字**は指定された科目の追加履修により，取得できる可能性のある免許の例です。
2. 学校教育課程で取得できる中学校及び高等学校の免許教科は次のとおりです。  
中学校：国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語  
高等学校：国語・地理歴史・公民・数学・理科・音楽・美術・保健体育・工業・家庭・英語
3. 本学で取得できる特別支援学校の免許の領域は，知的障害・肢体不自由・病弱の3領域です。  
聴覚障害・視覚障害の領域については，取得できません。
4. 学芸員の資格：所定の単位を修得し，申請すれば「学芸員に関する科目の単位修得証明書」が交付されます。
5. 学校図書館司書教諭の資格：司書教諭講習を受講し，必要単位を修得すれば「修了証書」が交付されます。

#### ◎ 大学院（教育学研究科）

学部における専門教育又は教職経験の基礎の上に、教職大学院制度に基づいて学校教育に関する高度の学識及び実践力・応用力を備えた各学校種の新人教員・中堅教員（ミドルリーダー）・管理職教員（スクールリーダー）の育成を目的とする教職実践開発専攻（専門職学位課程）が設けられています。また、学校教育支援専攻（修士課程）で行っていた特別支援教育に関する高度な学修については、令和2年度（2020年度）から教職実践開発専攻（専門職学位課程）で行うことを計画しています。修了者には、教職修士（専門職）の学位が授与されます。